

社会福祉法人かいゆう 役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かいゆう（以下「本法人」という。）役員等の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「役員等」とは、本法人理事長、常務理事、理事、監事、評議員をいう。

2 この規程における「職員」とは、本法人就業規則に基づき採用された職員をいう。

(報酬の支払)

第3条 本法人役員等の報酬は、定款第21条に基づき、勤務の実態に即して支給することとし、役員 の地位にあることによっては支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に該当する、本法人の職員である理事には、本法人職員の給与に関する規程並びに職員の退職手当の支給に関する規程に基づき、給与並びに退職手当を支給する。

(報酬支払の範囲)

第4条 第3条第2項に規定する理事が、理事会において理事長に選任され、または理事長より常務理事に指名された場合においても、本法人職員の給与に関する規程並びに職員の退職手当の支給に関する規程に基づき、給与並びに退職手当を支給する。

(報酬額の決定)

第5条 第3条1項の勤務の実態に即して支給する報酬の金額は、月額上限を20万円とし、その範囲内で理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年6月10日から適用する。